

【申込先・問合せ】 社会福祉協議会本所 ☎ 0587-23-6713 (平日 8:30 ~ 17:15)

サービス情報

被災地支援活動交通費等助成金

～被災地でのボランティア活動を応援します～

地震や豪雨災害などによる災害被災地支援を目的に、現地の災害ボランティアセンターで活動を行う市民に対して、現地までの移動に要する交通費や宿泊費の一部を助成する取り組みを行っています。

助成の上限額15,000円～最高50,000円

- * 活動期間に応じた上限額の範囲内で、対象経費の2分の1を助成します。(下表参照)
- * 助成の対象となる期間は、活動に参加した日のみです。現地での滞在期間ではありませんのでご注意ください。

【対象】 (次に掲げる要件をすべて満たすかた)

- 18歳以上の市内在住者
- 稲沢市社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティア登録をしていること
* 未登録のかたはボランティア保険加入の際にご登録ください。
- 被災地の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの活動証明書を得られること
* 被災地に行く前に、各自で必ず現地の災害ボランティアセンターのボランティア受け入れ情報などをご確認ください。
- 被災地における災害ボランティア活動が実動2日以上であること。

活動日数	助成金の額
2日間	上限15,000円
3～4日間	上限30,000円
5～6日間	上限40,000円
7日間以上	上限50,000円

助成対象となる経費は？

① 公共交通機関の運賃 (現地までの移動にかかる公共交通機関の往復交通費)

- * 航空運賃のファースト・ビジネスクラス、新幹線などのグリーン車、フェリーの特等及び1等船室の利用料金は対象外です。

② 自動車の燃料代 (給油及び充電費用 1 回分 / 往復)

③ 高速道路利用料 (往復)

- * ただし、申請による減免が受けられない場合に限りです。

④ レンタカー代

⑤ 宿泊費

- * ただし、1日あたりの上限は5千円。食事代は対象外。ボランティア用の臨時宿泊施設など領収書が出ない場合は、拠出した費用が分かる資料が必要です。

⑥ 参加費

(旅行代理店、ボランティア団体などが行うボランティア募集に応じた場合は、その募集要項などに記載された参加費)

被災地支援には、
みんなの力が
必要です。



申請に必要な書類など詳細については、本会ホームページまたは本会窓口にありますチラシをご覧ください。また、ご不明な点がございましたらお気軽に本会までお問い合わせください。